

## さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者で、収入が一定基準以下の者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に入居するに当たり、家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用（以下「家賃債務保証料等」という。）及び住替え費用の一部を補助することにより、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進し、住生活の安定向上に寄与するため、家賃債務保証料等補助金及び住替え補助金の交付について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日国住備第132号）及びさいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅確保要配慮者 法第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。
- (3) 家賃債務保証等を行う者 法第20条第2項に規定する家賃債務保証業者又は法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人及び保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社をいう。
- (4) 家賃債務保証料等 住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の賃貸借契約の締結に当たり、家賃債務を担保するために家賃債務保証を行う者と家賃債務保証契約を締結する際に最初に支払う保証料、孤独死・残置物に係る保険料及び緊急連絡先引受けに係る費用をいう。
- (5) 住替え費用 住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ住替える際に、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条各号に規定する引越し業者を利用した場合に支払う引越し費用及び入居時に支払う礼金（月額賃料の1ヶ月分を上限とする）、仲介手数料、火災保険料、鍵交換費用をいう。

### (家賃債務保証料等補助金の対象)

第3条 家賃債務保証料等補助金の交付の対象となる者は、家賃債務保証等を行う者とする。

- 2 家賃債務保証料等補助金の交付の対象となる費用は、家賃債務保証料等とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する収入をいう。）が15万8千円を超えないもの又は次の①から③のいずれかに該当するものであり、かつ、当該入居者の収入が15万8千円を超え21万4千円（②に該当するものにあつては、25万9千円）を超えないもの。ただし、同居親族の増加等により、収入がこの号で規定する上限額以下となる場合には、この限りではない。
- ① 子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいるもの
  - ② 同居者に18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）が3人以上いるもの
  - ③ 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内のもの
- (2) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項に規定する住宅支援給付を受給していないこと。
- (3) 家賃債務保証料等の額が適正な水準であること。
- (4) 家賃債務保証等を行う者及び賃貸人が、入居者に保証人（家賃債務保証を行う者を除く。）を求めないこと。
- (5) 市内の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅で、管理開始から10年以内のものであること。

（家賃債務保証料等補助金の補助額）

第4条 補助額は、前条に規定する費用で、1戸あたり6万円を限度とする。

（住替え補助金の対象）

第5条 住替え補助金の交付の対象となる者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への住替え費用を負担する住宅確保要配慮者居住支援法人その他住宅確保要配慮者の居住の支援を行う者とする。

2 住替え補助金の交付の対象となる費用は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への住替え費用とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第3条第2項第1号及び第2号に該当するもの。
- (2) 住替え先の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃が、住替え前の住宅の家賃よりも低額であること（入居するものが、第3条第2項第1号①から③のいずれかに該当する世帯を除く。）。

(住替え補助金の補助額)

第6条 補助額は、前条に規定する費用で、1戸あたり10万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 補助金の交付及び請求を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅入居後の同一の世帯に属する者に係る住民票の写し
- (3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅入居後の同一の世帯に属する者の前年の収入の状況を証明する書類
- (4) 第3条第2項第1号③に該当するものについては、婚姻届受理証明書、戸籍謄本等の婚姻日等を証明する書類
- (5) 家賃債務保証等契約書の写しその他保証料の金額を証明する書類
- (6) 住替え費用を負担したことを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないことを決定したときは、さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、その者に既に交付した補助金の全部又は一部の返還を、さいたま市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る補助金交付決定取消通知兼返還命令書(様式第4号)により、命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに家賃債務保証等契約を解除したとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が補助金を交付することが適正でないと認めたとき。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象に係る契約書、帳簿類等の書類を備え、かつ、補助事業の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 申請者は、この要綱による補助金の交付を受けるために得る個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。